

## 平成21年法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成21年3月24日（火）10：30～11：30
2. 場所：永田町合同庁舎2階 B会議室
3. 議題：新司法試験の選択科目の見直し、予備試験の制度設計、新司法試験考査委員の選定の公平性、透明性の確保について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、阿部専門委員  
【法務省】大臣官房 人事課 課付 山口 久枝 氏  
大臣官房 司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏  
大臣官房 司法法制部 部付 野原 一郎 氏

○福井主査 それでは、本日は、お忙しいところありがとうございました。

前回、話題になりました新司法試験選択科目予備試験等につきまして、本日は、その後の事情等について御説明いただけるということで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、冒頭御説明をいただきまして、その後、質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐々木参事官 前回同様、司法法制部と人事課でまいっております。ヒアリング事項ということで、御質問ちょうだいしたものとにつきまして、今から、御説明させていただきます。

まず、新司法試験の選択科目の見直しについてですけれども、①、②のいろいろな体系化・標準化の部分でございますけれども、この①、②につきましては、今後、慎重に、かつ真剣に検討してまいりたいと考えてございます。③の御質問につきましてですが、選択科目の見直しに当たっては、当該科目が法律基本科目と異なる独自の体系性を有しているのかどうかということを、検討する必要があると考えております。

既に選択科目とされている科目につきましては、これまでの新司法試験の実施状況を踏まえまして、出題内容などもみながら、独自性の程度を検討していく必要があると考えております。

現在、選択科目とされていない科目につきましては、各法科大学院における試験問題を取り寄せ、検討するなどいたしまして、当該科目が、法律基本科目とは異なる独自の体系性を有しているかどうかを検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、④の御質問でございますけれども、既に選択科目とされている科目につきましても、これまでの司法試験の実施状況を踏まえまして、出題内容も検討しながら、独自性の程度を検討していく必要があると考えてございます。

次は、予備試験の制度設計でございますが、これは極めて重大な問題だということは、認識してございますが、まず①の御質問、短答式試験に合格した場合、翌年に免除しないということについて、法律上どうなっているのか、その解釈ということでございますが、司法試験法上、短答式、あるいは論文式に合格した場合、翌年、それらを免除するという規定が、やはりございません。翌年

以降に免除することを禁止する明確な規定はないのですが、法体系といたしまして、免除される場合には、明文規定がおかれているというのが、通常の形になってございます。

例えば、旧司法試験、第2次試験につきましては、論文式試験に合格した場合、翌年の司法試験では、口述から受験することができることになっておりましたが、それは改正前の司法試験法第6条6号において、筆記試験に合格した者に対しては、その申請により次回の司法試験の筆記試験を免除するといった明文規定があったからでございます。

他方、明文規定がないことから、短答式試験に合格しても、翌年の短答式試験は免除されないことになっておりました。

また、現行のほかの国家試験におきましても、公認会計士法、税理士法では、一部の科目免除等の制度がありますが、これも法律によって定められているところであります。そういうことで、法律の規定がないのに、免除を行うということは、法解釈上、できないのではないかとこのように考えてございます。

それから、②の御質問でございますけれども、予備試験は法科大学院修了者と同程度の能力を有するかどうか判定する試験でございます。短答式試験、論文式試験、口述試験を通じまして、その能力を判定されるものでございますから、各試験を1度に合格することが必要であること自体をもって、ただちに予備試験が受験者に不当な大きな負担を与えるとはいえないのではないかとこのように考えてございます。ここは、御会議といろいろと、また協議、お話をしなければならないということは、十分、自覚してございます。

今度は③の御質問ですけれども、立法時、短答、論文、口述と段階的に実施されることや、次回の試験に受ける免除制度がないことについて、特段異論はなかったということのようでございます。

④の御質問の、短答式、論文式を分離することが考えられるかということでございますが、短答式試験と論文式試験、口述試験は、それぞれ段階的に実施され、短答式試験は5月ころ、論文試験は7月ころ、口述試験は10月ころ実施される予定で制度設計が進められているというふうに承知しております。

⑤の御質問の、これは、前回大変問題になりましたところでございますが、短答式試験において、一般教養のウエイトが高すぎるのではないかと、高くすることが参入規制になるのではないかとこのようにございまして、短答式試験におきましては、現時点で、司法試験委員会が意見募集をするにあたって、例えばということで、法律基本科目全体と一般教養科目の比率を7対3という考え方が示されているということは、前回資料をもって御説明させていただいたところでありますが、この比率につきましては、今後、司法試験委員会におきまして、さらに検討、協議がなされるものと思われまます。

予備試験には受験資格制限がなく、法律以外の教養、素養を問うことは、一般教養科目でしかできないことを考えますと、仮に、短答式試験において、一般教養科目が30パーセントの比率であるとしても、私ども、現段階においては、ウエイトが高すぎるとはいえないのではないかと考えているところでございます。

例えば、一般教養科目を行う、ほかの試験におきましても、一般教養と専門科目の配点割合を調

べましたところ、裁判所一種試験では 50 パーセント、国会議員政策担当秘書、国家Ⅰ種、法務教官、国税専門官、労働基準監督試験では、40 パーセント、国家Ⅱ種試験で 33 パーセント、これが一般教養が占める割合となっております。この状況に照らしましても、予備試験の短答式試験における一般教養の比率が 30 パーセントであるという事は、不当に高いとはいえないのではないかとこのように、ほかの試験との比較で考えているところでございます。

前回、ヒアリングの際、安念委員から御示唆いただいた基準でございますが、大学における教養の単位数と法科大学院での単位数が、1つの材料になるのではないかと御指摘をいただいたところでございます。その点を確認いたしましたところ、かつての大学設置基準では、一般教養として、人文、社会、自然の分野と外国語で、合計 44 単位の取得が必要でした。これに対して、法科大学院では、93 単位の授業科目、これは法律の話になりますが、取得が必要でございます。そうしますと、これを比率で見ますと、一般教養が 32 パーセントぐらいになるのかと、大学の教養単位と、法科大学院の単位とを比較すると、そのような数字になるのかと。そうしますと、今、司法試験委員会がパブコメにかけました、3 対 7、一般教養 30 パーセントの比率は、ほぼ似たような比率になっているのではないかとこのようにございまして。

ところで、⑥の御質問でございますが、一般教養のウエイトが高いと、受験を敬遠させることになるのではないかと御懸念でございますが、予備試験は、法律上、法科大学院修了者と同程度の能力を判定する試験であることですので、それにふさわしい能力をもった人でないと、合格できない試験であります。

その意味で、受験者によっては簡単に合格する試験という印象を抱かないこともあり得ることでございます。御指摘の趣旨は趣旨でございますが、単に受験者数を増やすことが、予備試験の目的ではないことは、御理解いただければと存じます。

また、法科大学院に行くことができない人の受験が困難とならないように、総合的にいろいろ制度設計を考えてございまして、短答式試験を 1 日、論文試験を 2 日などと、試験日程の面において連続して長期にならないように配慮したりすることを考えてございます。また、できる限り、休日に実施できるような日程で行うなど、受験にあたっての支障にならないように、適正なものとなるように、検討しているところでもございます。

今度は 3 つ目の司法試験考査委員の選定についての御質問でございますが、選任の根拠となった、経歴、教育歴等につきましては、必ずしも公表になじまないものであると考えておるところでございます。このことは昨年末の答申の案文に関連して協議した際も、御会議に対してお伝えしまして、その趣旨を踏まえて公表という文言が、削除された経緯があると認識しているところでございます。

以上がとりあえず、今日まで時間がなかったもので、深くは詰めて考えてこれなかったのですが、とりあえず急ぎまして、お答えをまとめさせていただきました。中には、かなり御会議とまだまだ考え方が隔たっているところがあることは、承知しておりまして、今後ご教示いただきながら検討していかなければならないということも認識してございます。

○福井主査 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

今の①、②のところの御対応がちょっとよくわからなかったのですが、ここは何かお答え実質的にいただきましたか。

○佐々木参事官 このところは、体系化・標準化についての判断方法については、今後、きちっと検討してまいりたいと。

○福井主査 必要性については了解されているということですね。

○佐々木参事官 要するに判断方法をどうするかということを検討するのですから、前提としてそういうものは、考えなければいけないということは理解してございます。

○福井主査 わかりました。それから⑤のところ、これは2の⑤ですね。2の⑤でウエイトづけのお話の御説明がございましたが、ちょっと念のため補足なんですけれども、安念委員から、教養単位と専門単位の比率という話題が出たのは、そのとおりですけれども、これは会議としてそうすべきだという趣旨ではございませんで、一応、念のため御確認いただければということですが、私どもとしては、会議としては単位数等は余り意味がないと考えております。予備試験で何を見るかという、法科大学院の修了者と同等の力があるかどうかと、基本はここにつきまますので、そこから帰納して予備試験の中における教養部分と専門部分のウエイトは、果たして法科大学院修了者と同等にするためには、どれぐらいにするのがいいのか。ここが基本的には根源的な基準だと思っておりますので、そういう前提で議論させていただければと考えております。

それからもう一つ、今のような趣旨ですので、国家Ⅰ種、Ⅱ種ですとか、ほかの国家試験についてもお調べいただいたのは結構なんですけれども、そういう試験における教養のもつ意味と、この司法試験予備試験において、教養部分のもつ意味は全く異なりますので、これも横並びで数字を参考にするという意味合いではなくて、やはり法科大学院の人たちと同等かどうかということだと思います。

したがって、法科大学院の通常の講義課目の中には、一般教養はないのです。社会科学、自然科学、英語というのは、通常の法科大学院では、おかれていないのでございまして、大学を卒業した方が、法科大学院に行くという意味においては、法科大学院に行った方々は、既に大学で一般教養に相当する、いわば今回の予備試験の科目になっているようなことは、既に修得したという前提で、法科大学院に入学されていますので、その法科大学院修了者と同等ということであれば、教養のレベルはそれと同じになっていないとおかしい。予備試験は大卒でなくても受けられるんですけど。

○佐々木参事官 はい。それは大卒でなくとも受けられます。

○福井主査 だとすると、大卒の方は大卒だということで、既に確認できているはずですし、大卒ではない方は、旧司法試験のように、大卒が備えているのと同等の一般教養をもつということを確認するような意味で、教養試験を課す意味はあるかもしれませんが、同等基準から考えていきますと、法科大学院の修了者独自にもっている教養というのは、大卒であれば大学1、2年時点での教養の能力であるということに論理的にはなるはずですので、こういう体系を念頭に置いて、議論を深めさせていただきたいと考えております。

それから、②のところ、若干コメントですが、ロースクールは。

○佐々木参事官 どちらの②のところですか。

○福井主査 2の②ですけれども、ロースクールと予備試験で、敬遠させる効果が予備試験の方にはないのかという点が、私どもの問題意識なんです。ロースクールといいますか、法科大学院の場合は、学年進行で単位を取っていくわけですね。未修ですと3年間、既修だと2年間ということで、2年ないし3年間かけて、少なくとも専門知識について段階的に身につけていくということです。一遍に各科目を、同時に試験を受けさせるというようなことをやっている法科大学院は通常、ございませんので、やはり学期ごとに必要な単位を取っていくという意味で、積み上げ方式なんです。予備試験だけ、一遍にためておいて、すべて一時期に試すということになると、これもさっきから申し上げております。法科大学院修了者と同等ということからすると、果たして同等だろうかという懸念が生じざるを得ないわけです。そういう観点からの問題意識だと御理解いただければと存じます。

2の①の免除規定なんですけれども、免除規定があるのはやはり創設規定か確認規定かという、その法解釈に係ると思うんです。この種のどちらかという、免除を行うことは、国民に対して不利益を課す法解釈ではございませんので、通常の行政法原理、法律による行政の原理ないし侵害留保の原則から見ましても、免除を行うことについて、厳格に免除を行ってはならない、明文がない限り行ってはならないとまで、強い創設的な意味合いを規定にもたせることが果たして妥当だろうかという問題意識で、こういうことをお伺いしたということをお前提にいただければと存じます。

それから、その後いろいろ事情を、前回お話をお伺いしましてから、例えば受験生等のニーズがどうなのかなどについて、情報を入手したものがございしますが、司法試験の受験生から見ると、予備試験でも法科大学院でもいいので、自分の力を十分発揮できる方のルートを通りたいというニーズが非常に強いということ、アンケート結果で把握しております。

しかも、予備試験について関心をもつ受験生の圧倒的多数が、一般教養科目は大変な負担であるとお答えになっています。特に英語ですとか、自然科学等の一般的に、必ずしも範囲が定まらないことについて課されるということだと、予備試験は敬遠せざるを得ない。そのような、受験生を対象にしたアンケート結果を、最近説明していただく機会があったのです。受験生の実感にも即して考えないと、本来の意味での法科大学院修了者と同等の能力をチェックするという予備試験の意味合いがなくなりかねない。この点も前提に考えたいと思っております。

3番の司法試験考査委員の情報開示の問題なんですけれども、要するにこれは一律に公表するべきかどうか、あるいは全くしないかという0か100かということではなくて、できるだけ、選考過程の透明性を確保する上で、御本人からしても別に個人情報といえないもの、例えば著書が何で、論文が何というのは、公刊されているわけですから、それ自体は一種の公共材的公表情報なわけですね。そういったものについて、整理した上で把握しておられる、言わば根拠となった情報をお示しするという事は、一般的には問題がないことだとされていると思います。そういう意味で、可能な限り公表という方向性については、共有いただいて、現在は必ずしも一律に公表しているわけではないにしても、可能なものからできるだけ公表していただくという方向性について検討いただきたいと思います。

私どもからとりあえずのコメントはそういうことですが、何か今の点で、もし再コメントいただけることがございましたら。

○佐々木参事官 そのアンケート結果なんですけれども、それは私どもにもいただけるのであれば、いただきたいのですが。

○福井主査 多分、問題ないと思いますので、後ほど、確認の上で、できるだけ提供させていただきますと思います。

○佐々木参事官 かなり母数の多いアンケートのように伺ったので。

○福井主査 そうですね。かなりの集団が入っているようですね。私どもも、非常に参考になりました。

それでは、基本的に制度の趣旨等の大きなところについては、問題認識に相違はないと思いますので、できるだけ、今、私どもが申し上げたような方向に即して、改善できるものは、極力早く改善していただければと考えています。

もう一つ、前回出なかった話題で、その後の情報収集過程で出た意見でもございますけれども、司法試験の本試験が5月中旬。予備試験の短答式試験も5月中旬ころですね。ということは、予備試験ルートで本試験を受ける人たちは、2年にまたがらないと受けられないということになってしまっていて、それが非常に受験生にとって負担であるという声も聴取いたしました。すなわち、やはり受験準備はある程度、積み上げにしてもそうでないにしても、できるだけ短期間で済ませたいと思うのが、受験生の人情であります。今の前提では予備試験の場合は、試験に関してのみでも必ず2年間、法律漬けにならなければならない。

予備試験だと、さらに加わって教養試験もあるという受験生活を送るのは、特に仕事をもっておられる方には、多大な精神的、時間的負担であるという意見をお聞きしました。

両者を同じ月に同時にやるとかなり間が開きますので、予備試験から本試験が連続するような形で、本試験が5月の中旬ということで固定されているのであれば、予備試験の論文試験等を、結果が出て、うまくいけばそのまま続けて、例えば4月とか3月くらいまでに、予備試験の論文式の結果が出ていて、受かっていれば、続けて5月なりの本試験の方に流れていけるというような日程についても併せて御検討いただければと思います。これは受験生のいわば便宜にかなう、しかも能力判定の作業としても時期をちょっとずらすだけで、それほど支障のないように思いますので、御検討いただければと考えております。

先ほど申し上げた予備試験の教養は、一応、法律にはございますが、既に御案内のとおり、運用の問題は勿論なんですけれども、運用上の問題点なり、あるいは本来の制度の趣旨から見て、現に定まっている法律上のルールが必ずしも本来の理念とそぐわないものであるのであれば、立法を行ってでも改善していくことについても使命とされているのがこの組織です。先ほど申し上げました、大卒についての一般教養が、本当に要るのかどうか、ひょっとしたら、これは立法ミスではないかという意見すらお聞きしたぐらいですので、一般教養試験を予備試験で出すこと自体の適否についても、問題意識を持ちましたので、引き続き議論させていただければと考えております。

なканずく、今、とりあえず課す前提でスタートしたとしても、やはりこれはかなり軽いもので

ないとまずいと思います。要するに大卒の一般教養課程を終えた人は、だれでもいわば、法科大学院修了者足りうるわけです。教養部分に関しては、それとの均衡という観点で、この教養科目のウエイトづけなりも、重くならないよう考えていかないとまずいと考えております。

御協力、よろしく願いいたします。

お聞きしますが、教養比率3割については、これは高すぎると考えております。なぜならば、司法試験の前提として、法科大学院修了者と予備試験合格者とは、能力が同等であることとされています。能力同等というのは、法科大学院のだれもが身につけている能力を、予備試験でも確認するということです。そもそも大卒の法科大学院生は、一般教養や英語について何のチェックも求められていない。

法科大学院でも学習し、単位を取った建前になっていないというにもかかわらず、そもそも予備試験受験者にのみ負担を課す試験が存在すること自体懸念がありますし、仮にこの教養部分を存在させるとしても、3割というのは、現実の受験生の反応からも極めて負担が高すぎると聴取しております。

この点について、なぜ3割が合理的だとお考えなのか、もう一度丁寧に説明を願います。なぜ3割なのか。

○山口課付 今後、さらに司法試験委員会で意見募集の結果等踏まえて、協議して検討させていただきたいと思っておりますが、現時点で、仮に、短答式試験の段階での一般教養の比率が3割であったとしても、そのことをもって直ちにこの比率が大きすぎるとはいえないのではないかと考えております。それに、たとえば、現時点での案ですと、一般教養科目は、すべてが選択問題で回答が必須となる問題はない、受験者が得意とする分野の問題を選択して解答することが可能ですし、さらに、一般教養の最低点も設けず、総合点で判断するとしています。他方で、法律科目は、全問を解答することとなっております。そういう中でも、なお、現時点で、出題内容等が判明していない中で、3割が絶対に高すぎるとまでいえないのではないかとということ。

○福井主査 3割という数値が合理的だという論拠はなんですか。あるいは、もともと3割と決めた論拠はなんですか。公務員試験や税理士試験や、その他資格試験については、3割についてパブリックコメントなりに出される前には、確認されておられなかったわけですね。

私どもが問題提起をしてから確認されたのではないですか。

○山口課付 確認しています。

○佐々木参事官 安念先生の御指摘は、前回のヒアリング後に初めて調べましたけれども、ほかの試験の割合は既に。

○福井主査 前回公務員試験について、お答えになれなかったではないですか。ヒアリングでも話題になりましたけれども。

○山口課付 こちらにお持ちしていなかっただけです。割合については御質問になかったですし。

○福井主査 公務員試験や、あるいはほかの資格試験と、司法試験予備試験では、教養の意味合いが違います。

あくまでも予備試験は、法科大学院修了者と能力同等ということだけを確認するための試験です。

その他のことを調べてはいけないはずで。

なぜその試験において、教養部分を3割ものウエイトで出す必然性があるのでしょうか。

○山口課付 法科大学院生との能力の同等は法律にも書いてありますが、御指摘の負担が同じというのは、一体、何と何を比べるのですか。前回も申し上げましたとおり、予備試験というのは全く受験資格に制限がない試験なんです。そうなってくると、法学以外の能力の部分で、どのような一般的な教養を備えているかどうかというのは、ある程度のウエイトで確認するという考え方もあると思われま。

それについて、勿論、法律科目が、たくさん数が並んでおりますので、それとの関係でウエイトというのは決まってくるし、当然、試験という方法によって同等という能力判定を行わざるを得ない制約がある中で、決まってくるものですが、その状況の中で3割というのは、不当に高い、この比率だと同等という能力評価ができないと決めつけられるウエイトではないのではないか、そのことは、先ほどから御説明しましたように、ほかの国家試験との関係で比較しましても、それを超えるような比率になっていないことは明らかです。

○福井主査 ほかは、法科大学院に相当する大学院ではないではないですか。

○山口課付 むしろ、先ほど例にあげましたほかの試験でも、受験資格はあるわけですが、あってもなお一般教養にウエイトというのがある程度もたれているわけなんです。やはりいろいろな意味で能力を判定するにあたっては、一般教養というものが専門科目の他に一定のウエイトをもって問われる必要性というものが、認められているとも思われるわけです。

○福井主査 ほかの法科大学院と同等の教育機関ありますか。ほかの資格試験で、そこを出ないと、原則として受験資格を与えないという資格があったら教えてください。

○佐々木参事官 専門職大学院にはないですね。

○福井主査 だったら、比べること自体がおかしいではないですか。法科大学院が原則系で、だけどバイパスとして、能力同等の予備試験を設けているのだから、他のものをもってきて、比較すること自体が議論の仕方として不適切でしょう。

○佐々木参事官 大体、大学卒業の資格がいるんじゃないですかね。

○福井主査 予備試験から来る人の中でも、大卒の人は大学で必ず一般教養の単位を取っているんです。さっきおっしゃった44単位の単位を取っているはずで。だったら彼らについて免除にしないとつじつまがあわない。

大卒でない方だけ、場合によったら教養試験を課すということはあるかもしれない。それは、旧司法試験でも考えられて、現に制度化されていたことだし、それは筋の通った議論です。3割は適切だと山口さんは言い張られておられるけれども、頭の中以外の、一体何の実証的データに基づいて確認したのですか。

○山口課付 今の時点で結論を申し上げているのではなくて、そこまで著しく不当だとおっしゃるそこまでの理由はないのではないかということをおっしゃっているんですよ。

○福井主査 不当ではない、正当だという論拠を実質的に教えてください。

3割という案を、公表までされたわけだから、それなりの適切なアセスメントを行った上で、つ

くった数字のはずでしょう。だとしたら何に基づいて決めたんですか。

さつきからおっしゃられている、ほかの資格の件というのはナンセンスでしょう。それ以外に何を参考にしましたか。

○山口課付 それは、何がナンセンスだというふうなことを、何をもって。

○福井主査 今、申し上げたとおりです。

○山口課付 では、逆に申し上げますけれども、なぜそれが今の段階で、まだ予備試験開始していないという状況の中で、非常に不当だというお話になるんですか。

今、意見募集してしまっていて、その内容を取りまとめているので、その内容についても、また御報告させていただきましても。

○福井主査 3割が適切だと山口さんがおっしゃるから、では適切であると判断された根拠を、私どもはお聞きする責務があります。挙証責任は政策を決めようとされる皆さんにあるのです。私どもはこの3割が本当に妥当かどうかについて、実証的根拠をもって教えていただきたいのです。数値として3割と決めたときの根拠を教えてください。

○山口課付 法科大学院の入学には、大学卒業程度の学識が必要で、その入学選抜を経た上で、法科大学院課程を修了しているわけです。それとの同等を考えた場合、他方、予備試験には、まったく受験資格がない中で、単に法律科目を問うだけで同等の能力判定ができるわけではないのではないか、ということです。比率に関しては、それは司法試験委員会で、今後も協議を行って決定していくものでして、今般のパブリックコメントの案でも、たとえば考えられるものとして示した内容でございまして、それは勿論今後、引き続き、出題内容、出題数などもみながら、検討することも明記してあるわけです。

○福井主査 根拠は何ですか。単に相談してから決めたというのでは困ります。数字を決めて国民に対して一種の受益か、不利益かわかりませんが、何らかの影響を与える国家的資格試験として制度設計する以上、実質的な理由なく相談して決めたいという論法はおかしい。きちんと実質的、実証的根拠を教えてください。

○山口課付 まだ、最終的な結論ではありませんので、意見募集の結果等を踏まえてさらに検討するというのを先ほどから申し上げているわけなんです。

ただ、逆に申し上げておきたいのは、今の時点で、仮に、3割とした場合、3割であるのが絶対に間違いであるといえる、その根拠がむしろ何なのかがはっきりしないのではないかと考えておりました。

○福井主査 既に何度も申し上げているとおりです。前回と今回で本来必要な論点は、すべて提示いたしました。それに1つもお答えになれていないと思います。

○山口課付 すべてお答えしました。ほかの試験においてどうかということ、実際の単位数がどうかというのは、目安になるというのは、そちらの委員から御質問、指摘があったからで。

○福井主査 単位数は目安になりません。

○山口課付 目安になるのではないかとということも、安念委員から御指摘があったことで、それでこちらの方も。

○福井主査 会議としては目安になると考えておりません。先ほど申し上げたとおりです。

しかも、ほかの資格試験や、国家公務員試験と比べること自体不適切だということも縷々申し上げたとおりです。それ以外の根拠は参事官いかがですか。

○佐々木参事官 まずは、これは3割が絶対のものとして、司法試験委員会が提示したものではないんです。ほかの資格試験と比べることは、これがいいか悪いかというのは今、議論になっておりますけれども、事実としては、1つの参考として、こういうものを参酌して、それで1つの案として司法試験委員会がパブコメにかけたという話です。

○福井主査 趣旨の違うほかの資格試験を参酌されたということ自体が、1つのたたき台にしても、数字の決め方自体が、不適切だと申し上げているんです。

○佐々木参事官 ですから、今、そういうご批判を受けた、そういう指摘があるのだということは、了解いたしました。そういう批判を受けるとは思わなかったというのは、1つありますね。

○福井主査 何度も申し上げているように、予備試験から来る人も、法科大学院から来る人も、いわば最低点もそうだし、負担もそうだし、科目の範囲も、レベルも同じでないといけないというのが、この制度をつくったときのもともとの原点です。予備試験の合格率均衡を仮にとっていたとしても、さっき申し上げたアンケート結果にありますように、受験生が、教養科目や、英語があるということだけでひるんでしまったら、受験生の母集団が少なくなるわけで、そうなった上で均衡基準を守ったとしても、これでは対等とはいえないのです。これは既に、均衡基準を入れたときの、恐らく前任の吉村参事官がいらっしゃったころの議論でも、常に前提とされていたことです。

○佐々木参事官 ちょっと前任の吉村のものは、また古文書を引き出して。

○福井主査 当時の議事録を御確認いただければと存じます。どちらからいっても、全く負担感の上でも、範囲の上でも、レベルの上でも一緒だということを前提にしてつくったものですから、教養科目について、どれくらい負担感を受験生に与えるのか、受験生の感触、受験生の感覚なりをつかまなければ、わからないはずです。

現場の声や、あるいは実際に当事者になり得るような人たちに対して、調査をせず、しかも、ほかの資格試験や、国家公務員試験をもってきて、教養科目が3割だが高すぎるわけではないと、実質的論拠に基づかず決められたというプロセス自体が、公的機関にして不適切な意思決定のプロセスだと思います。

現時点では、謙虚に私どもの意見も踏まえていただいて、再検討していただきたいのです。御議論を聞いていると、理由を伺えないのに3割を金科玉条にして維持したいかのように聞こえなくはない。問題提起があった以上、真摯に受け止めて、白地で考えてください。1回数字を出してしまったから、それにこだわって一切直す気はない、と受け止められかねない対応にはなさないでいただければと思います。

○佐々木参事官 先ほどから、そういう話ではなくて、これパブコメかけるときの1つの案としてパブコメに出しているわけで、国民の一般の皆様とか、利害関係人の方から、今から意見とか寄せられてものを十分踏まえまして、さらに検討を加えていくものであって、私どもは、出したからこれで決まりというようなことは、全然考えておりません。

○福井主査 パブコメもいいですけども、私どもは、このもともとの予備試験の制度設計の原点となった趣旨から議論しております。

○佐々木参事官 そこは同等の能力を。

○福井主査 やはり政府機関の一翼ですから、私どもとの議論は、きちんとやっていただきたいんです。

○佐々木参事官 そうなんです。同等に設計しなければいけないということは、もうこの問題ですと繰り返していますけれども、それはもう十分に共通認識だと思うんです。その手法として、今回、初めて予備試験の一般教養科目の負担がどのくらいであるのかということを設計する段になったと、そこで1つの案として、内部で協議したときに、ほかの試験というのが1つの指標になるだろうと、そういうわけで、これがすべてだとは、毛頭考えていないのですが。

○福井主査 1つの指標にすらしはいけないというのが、当方の見解です。目的が違いますから。既に確認申し上げたとおり、ある試験を受けるのに、ある専門職大学院なり、ある教育機関を経ないと受けさせないというのは、ほかにないわけですから。

○佐々木参事官 そのところですけども、始めから何の割合も示さずにどうしたらいいでしょうかといったようなパブコメかけるという、そういう話もないはずなんですね、そこで我々は、では10パーセントでかけるのか、20パーセントでかけるのか、90パーセントでかけるのかと、何が1番正しいというわけではないけれども、出しやすい、ほかのものと均衡とか考えて、何が出しやすくなって考えたときに、ほかの試験でも割合とか見ながら3割というもので、まずは1つサウンドを取ってみようかという話でありまして、そのサウンドにどういうものが来るかというのを見て、今後、さらに検討していくわけですから。何もこれで終わらなわけでもないわけです。

○福井主査 最初からもうちょっときちんと整理していただければ。

○佐々木参事官 しかし10パーセントといたら。

○福井主査 論文が10パーセントなのに、短答が30パーセントって、つじつまが合っていないのではないですか。この案の中でさえ。何で論文と短答でウエイトがこんなに違うんですか。これもよくわからない。前回のお話を聞いても。

○山口課付 それも前回、御説明いたしました。先ほどから申し上げますように、受験資格に制限がないわけですから、1番最初の段階である短答式試験では、ある程度一般教養のウエイトというのは、相対的には論文の段階よりも重くなることも、あり得ることだろうと。

○福井主査 一般資格試験ならばそれでもいいでしょう。でも予備試験の趣旨からすると、全く理解できない言い分ですね。

○野原部付 そもそも負担感を同等にしなければいけないというのは、どこから出てきたんですか。

○福井主査 予備試験合格者は、法科大学院修了者と同等だという、そこに尽きます。

○野原部付 同等はそうですけども、同等の能力を有するということを判定することを目的とする試験ですけども、負担感を同等にしなければいけないというのは、どこに書いてあるのですか。

○福井主査 同等だということはそういうことですね。

○野原部付 違います。司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と

同等の学識および応用能力、並びに法律に関する実務基礎的素養を有するかどうかを判定する試験ですけれども、負担感というものは、同等にしなければいけないというものは、どこに書いてあるんですか。

○福井主査 この閣議決定をごらんになっていますか。今、何をごらんになっていますか。閣議決定で公平な競争とありますね。しかも、絞られることで、実質的に不利に扱われることのないように、総合的考慮を行うとも書いてありますね、これらから当然に出てくることです。それはこれまでの法務省との議論で前提になっています。

○野原部付 どこにも負担感なんて書いていないではないですか。

○福井主査 解釈として、それは法務省との間で合意しています。吉村さんはじめ議事録などをきちんとお読みになってからおっしゃってください。

○野原部付 負担感ってどうやってはかるんですか。

○福井主査 そういう議論もした上で、こういうふうになっているんです。

○野原部付 いえ、では、負担感というのはどうやってはかるんですか。

○福井主査 経緯をちゃんとお調べになった上で発言してください。

○野原部付 負担感というのは、どうやってはかるんですか。

○福井主査 御自身の、もともとの法務省として合意されたところで、ちゃんと議論してあります。

○野原部付 聞いてください。負担感というのは、どうやってはかるのですか。だれがどうやってはかるのですか。

○福井主査 では、負担感についてどういうふうにお考えなんですか。野原さんは負担感をどういうふうにお考えなんですか。

○野原部付 負担感を同等にすべきであるという法律も読んだことがありませんし、閣議決定も読んだことありません。

○福井主査 実質的に不利にならないようにするためには、それが敬遠されるような試験であれば、実質的に不利になってしまうのではないですか。

○野原部付 実質的に不利にならないようにということのために、方法がいろいろ閣議決定書いてありますね。

○福井主査 今のことは、既に当事の保岡興治法務大臣が、今の母集団を減らすようなことがあれば、実施的に不利になると、法務大臣としておっしゃっていたことです。

○野原部付 閣議決定。

○福井主査 法務省の見解は、大臣の見解で代表されていると理解しておりますので、違うことをおっしゃるのであれば、経緯をお調べになった上でおっしゃってください。

○野原部付 それは、閣議決定されているのですか、

○福井主査 閣議決定の文言の解釈として、そうなると理解しています。

この点について、私どもの問題意識は既に申し上げたとおりですが、比べるべきはほかの国家公務員試験や、ほかの資格試験一般ではなくて、予備試験が設けられた趣旨に照らして実質的に設計をいただきたいということです。

これは閣議決定の文書にも明らかですし、ここに至るまでの、既に積年にわたる当会議と法務省とのやり取りの中でも明らかになっていることです。

また、今も申し上げましたが、同じ論点について法務大臣との間で直接に確認した事項でもございます。これについては重く受け止めていただいて、申し上げたとおり、アンケート結果等でも、この教養試験なるものについて、受験生にとって相当抵抗感が示されている。それでもし敬遠されるようなことがあれば本来の趣旨と齟齬をきたします。現在閣議決定では、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目、および法律実務基礎科目について予備試験に合格できる能力と法科大学院を修了できる能力とが、同等であるべきことが留意事項。それから、一般的に法科大学院で指導、学習の対象となっていないものを出题範囲に含めたり、法律基本科目、および法律実務基礎科目、並びに一般教養科目の出题内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして、高く設定することによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきであることも、留意事項の重要な部分です。これらに照らして、現在のウエイトについては、必ずしも合理性が挙証されていないと考えられますので、この点についてきちんと御検討いただきたいと思います。

試験日程ですけれども、これは年次をまたがるというのでない制度設計は可能ですね。法的には。

○山口課付 それは、すみません。試験委員会で既に協議がなされたのですけれども、短答式試験、論文式試験、口述試験が段階的に実施されるというふうな状況の中で、これをできるだけ、短い期間で実施するにしても、やはり限界がございまして、その中で5月から10月にかけて実施するということの方針が、現在示されているところであります。

○福井主査 今のものは、いいんですけれども。

○山口課付 今、11月ころまでに発表を行うという予定になっていまして、新司法試験の出願時期というのは、現在12月になっております。ですので、その時点でぎりぎりであるという状況でございまして。

○福井主査 合格を停止条件として出願だけさせておくというのはまずいんですか。予備試験合格を停止条件として、本試験の出願だけはさせておく。

要するに、本試験の始まるちょっと前に、できるだけ近接した時点で予備試験の最後の段階が終わっているというふうに、少しづらせませんかということですが、技術的にそんなに難しい話ではないように思えるのですが。

○山口課付 試験の実施事務の中で、願書を受理してから実際に実施するまでの期間というのは、ある程度やはり必要でございまして、ここは基本的には、このような時期がぎりぎりではないかというふうに考えております。

○福井主査 それは要するに別物の試験なのだから、併走させればいいだけのことではないのですか。

○山口課付 先生の御指摘の趣旨がわかりかねます。

○佐々木参事官 タイムスケジュールとも、今度資料をお持ちして、そういうのがなかなか難しいのですということをちょっと実際に資料を見ていただきながら。

- 福井主査 物理的にできないかどうかについて、少し確認をいただきたいのですけれども。
- 山口課付 御指摘の趣旨が明確でないのですけれども、つまり具体的には短答式試験、論文試験、口述試験というのを段階的にやることになっているんですが、何をどうするべきであるということになるんですか。
- 福井主査 近接した時期で全部終わるようにできないかということです。今の案では、仮に予備試験に通ったとしても、その後さらに半年後ぐらいまで次の試験が開いてしまうのですね。もっと近接した時期に早く受験期間が終わるようにして上げられないのですかということです。
- 佐々木参事官 なかなかそれは、願書の整理とかいろいろ事務の手配、例えば会場の押さえとか、採点作業とかいろいろありますので、迅速にやってもそんな早くはできないのではないかと思います。
- 福井主査 どういう考慮があるのかを後でまた、教えていただけますか。
- 佐々木参事官 わかりました。まとめてみたいと思います。
- 福井主査 司法試験法の現行制度では、短答は、一般教養科目が5条2項の8号に入っているのですが、論文の教養科目はどこに入っているのですか。
- 山口課付 予備試験の科目に明記されております。論文式試験は、以下の科目について実施する。
- 福井主査 どこに出ていますか。
- 山口課付 2項ですね。これ短答でしょう。2項は。
- 野原部付 5条3項1号で、前項各号に掲げる科目。
- 福井主査 3項の1号ね。両方で出すことに法令上はなっているわけですね。
- 野原部付 短答で聞くのは、論文でも聞いて、それにプラス法律実務基礎科目。
- 福井主査 わかりました。
- ではこれで、本日の議論を修了させていただきます。ありがとうございました。

以 上